

会員の懲戒処分について(お知らせ)

当会員の成年後見活動において、倫理綱領・行動規範において禁じられている行為を行い、極めて不適切であると認められました。

このため、一般社団法人岩手県社会福祉士会定款第9条に基づき、2025年11月22日に臨時総会を開催し「除名処分」といたしましたので、2025年度第4回理事会の決議に基づき公表します。

<処分事由>

公益社団法人日本社会福祉士会懲戒基準規程第6条(除名の事由)に規定する「社会福祉士が倫理綱領・行動規範に禁じられている行為を行い、社会福祉士として極めて不適切である場合である。」による。

当会は、社会福祉士の専門性と倫理性の向上に引き続き努め、信頼される専門職団体としての責務を果たしてまいります。

2026年1月16日

一般社団法人岩手県社会福祉士会
会長 坂口繁治

